

裁判官の職務情報提供推進委員会

裁判官の職務情報に関する当会会員に対するアンケート結果をお知らせします。

裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長 赤羽 宏 (35期)

【今回のアンケート結果の説明】

2024年5月、会員に裁判官の職務情報の提供を求める裁判官アンケートを実施しました。これは、その成果を夏期合同研究の際の資料として活用するために当委員会が独自に行った活動です。その際に寄せられた情報は46通でしたが、参考になる情報が数多く、その一部を簡略化して報告することにしました。

このアンケートでは、問題のある職務行為として指摘された上位3類型は、①不公平又は高圧的な訴訟指揮と、②心証開示方法の不適切さ、③準備不足でした。また、裁判官に求められている資質としては、①当事者の主張に丁寧に耳を傾ける姿勢、②柔軟性と多角的なものの見方、③当事者の公平な扱い、がトップ3でした。

【他の制度説明】

今回のような弁護士会側の独自の活動とは別に、裁判所等が会員に対し裁判官の職務情報の提供を求める場合があり、情報の使用目的に沿って以下の2制度が設置されています。

(1) 再任期裁判官に関する情報提供

裁判官の新任・再任の適否判断に使用する情報提供で、東京地域委員会に提出されるものです。

(2) 裁判官の人事評価に関する情報提供

裁判官の人事評価のために提出される情報で、毎年8月1日の基準日に合わせて毎年6月頃人事評価権者(所長等)に提出されます。

当委員会では、各時期にメール等でこれらの制度を案内していますが、当会ウェブサイトの会員サイトにも書式

などや情報提供方法が案内されていますので、是非ご利用ください。

なお、情報提供は具体的に経験した事実を顕名の下に報告する必要がありますが、提供者名は対象裁判官に明らかにされない運営が採られています。

【WEBアンケートの今後】

今回当委員会がWEBを使って実施した裁判官アンケート結果は、会内でのみ利用しましたが、今後は、委員会で集計した情報を裁判所に提供したり、WEB上で会員が閲覧できるような方式も検討しています。いずれの場合でも情報提供者名は伏せますので、是非アンケートにご協力ください。

【今後】

今後、一定のテーマを設定し、裁判官アンケートをWEB上で行う予定ですので、宜しくご協力ください。

今回の裁判官アンケートでは、「ひどい裁判官に当たったことがあるが、当時はこの制度を知らなかった」「裁判官は人によっては独善的になりがちなので、注意喚起するためにも大切な活動だと思います」というご指摘も受けています。興味のある方は当委員会の活動にも是非ご参加ください。

アクセスはこちらから

情報提供の詳細や報告書の書式、記載例等は会員サイトに掲載しています。
二次元コードからアクセスしてご確認ください。



【アンケート結果】

Teams活用：Web期日が始まりだした頃、当該裁判官は、期日後、その日の期日の概要と次回以降の進行に関するメモを、チームズ上に毎回投稿していた。当時はまだそうした対応をされる方はほとんどおられず、先進的な取り組みであった。

進行予定表：裁判官が訴訟の進行予定をあらかじめ早めに知らせ、案件や争点についての考えも共有しつつ調整を図ってくれる形で進めてくれた。

「どうせ」：刑事事件で情状証人による立証を2期日実施したが、判決後、裁判官から「この程度の情状証人であれば、事前に（同一期日での申請を）用意をしておいてもらいたい」「判決はどうせ決まっているのだから、この程度では変わらない」等言われた。

「やりたくない」：簡易裁判所からの地裁移送事案。簡裁の段階で大量の求釈明があり、裁判官は移送後に求釈明すべてに回答しない限り、期日指定しないという態度をとる。こちらから釈明事項の整理を求めたところ、「こんな事件やりたくないんだよ！」と捨て台詞を吐かれた。

書面で：児童福祉法28条の審判の期日。保護者が出席し直接発言を求めたが、保護者から反論を聞くことなく「言いたいことはすべて書面にしてください」と言って保護者の言い分を直接聞くことはなかった。長く児童福祉の申立てに関わっているが、出席した保護者の言い分を聞かなかったのは初めてだ。

調停為さず：遺産分割調停事件で、当事者が遺言無効だと主張しているとの一事をもって、もう1期日設定しようとした調停委員の反対も無視して、「調停なさず」で終了とした。

遅れた：令和4年5月に申し立てられた婚姻費用分担審判抗告事件につき、なんども督促をした。その結果、判断が出たのが令和5年2月28日だった。

裁判長にまで：合議事件の左陪席だった裁判官。非常に高圧的で、期日でも、自身の思い通りにならないと、露骨に不機嫌になり、裁判長の訴訟指揮に対してまで悪態をつく場面もあった。

早すぎる心証開示：被告側から出された抗弁に対する原告側の反論と再抗弁の主張立証がまだ終わっていない段階で、突然裁判官から心証開示がなされた。その心証は、「被告側の抗弁が認められ、原告側の主張及び再抗弁は証拠上認定できないだろう」というもので、和解を勧めてきた。

調停委員こそ：10数年前は裁判官の指揮や態度に腹が立つことも時々あったが、近時は、特に気になるようなことはあまりない。むしろ、調停委員の態度に疑問を感じることもある。

事件の軽視：事件によって明らかに態度を変え、少額の場合や貸金請求等を軽視し、このような事件はやってられないというような態度を隠そうともしない場面をよく見受けます。

弁護士職務経験制度：多角的な視点を持つ裁判官が不足しているように感じられます。裁判官の弁護士職務経験では一般民事事件や家事事件を扱う事務所に配属されているのでしょうか。

女性審判官：労働審判で、女性の依頼者と女性の代理人に、男性の審判官が対応する場合、セクハラやパワハラに対する無理解や和解の強要を行う場面に時々遭遇する。女性の審判官をもっと増やし、女性の当事者の気持ちに寄り添った対応が求められると感じる。

自称切れ者：準備書面をよく読んでくれる反面、事案の処理ばかり優先させる裁判官も一定数存在する。本人は自分が切れ者のつもりでいるので、始末に悪い。